生協労連パート部会ニュース

ＮＯ６９　２００７年5月１７日発行

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-1-9 南部ビル３Ｆ
tel　03-3408-0067　fax

パート部会のなにぬねの

なかないで　あしたを見つめ歩きましょう
にげないで　明るい職場をつくりましょう
ぬけめなく　しっかり実利をとりましょう
ねつっぽく　暮らしと生協を語りましょう
のしつけて　差別を返上しちゃいましょう

生協労連　０７春闘　パート等の賃上げ回答状況

欠員状況のなかで必死にがんばってきました！！

６２単組　平均 7.43 円のアップ

生協労連は０７春闘を、パートの処遇改善を前面すえたたたかいをすすめられました。昨年来パートの人手不足は生協職場でも深刻な問題であり、時給引き上げを要求するなかで、採用時給の引上げや職種時給、地域時給の改善につながる回答を引き出しました。回答内容は、ベア９単組を含めて１７単組で賃金の改定をかちとり、62 単組で平均 7.43 円の時給引き上げを実現しました。しかし、定昇制度のない 13 単組では「ゼロ回答」となっています。全員一律の賃金引上げにならなくても、全員が何かをかちとるためにたたかうことが大事です。

国民春闘共闘委員会・全労連加盟の単産のパートの賃上げは、175 組合で回答を引き出し、平均 21.8 円のアップを獲得しています。消費不況などの影響を受けて商業・サービス分野では厳しい回答状況です。働きつづけられる職場づくりめざして、粘り強く最後までたたかいをすすめましょう。

正規・パートの賃上げ回答の状況　　単純平均（正規は月額、パートは時間額）

	2007 年春闘 5 月 7 日現在			2006 年春闘 5 月 8 日現在		
	単組数	金額	%	単組数	金額	%
正　規	88	4,268 円	1.44	90	4,143 円	1.41
パート	62	7.43 円	0.36	59	4.25 円	0.29

正規・パート夏季一時金の回答の状況　　単純平均

	2007 年春闘 5 月 7 日現在			2006 年春闘 5 月 8 日現在		
	単組数	金額	月数	単組数	金額	月数
正　規	56	705,984 円	1.63	66	500,023 円	1.64
パート	36	111,386 円	0.62	35	79,703 円	0.69

全国の生協の経営状況は、全体的には増収増益傾向

職場はで欠員、人手不足のなかでも必死で貢献して増収増益の経営の到達点をつくってきました。コスト削減と利益追求だけの経営方針では、がんばりきれません。長時間過密労働では働き続けることはできません。人材の取り合いが始まっている中で、目先の業績だけでなく長期的視点での経営がますます大事になってくると思われます。生協経営は、職場の切実な要求に基づいた労働者のくらしと働き方の改善を求める労働組合の要求に真摯に応える時だと思います。

パート労働法の改正　　「均等待遇」の願いは・・・

～パートの待遇はどうかわるの！！～

1200 万人のパート労働者の待遇はどう替わるのかとパート労働法改正には大きな期待がされました。1993 年のパートタイム労働法の成立、施行から 13 年、正規労働者との格差は縮小しておらず、格差は拡大しています。「どのような働き方を選択しても安心、納得できるように」と柳澤厚労大臣は言ってパートタイム労働法改定案を提出したとしています。

格差を是正するにはパートタイム労働法の是正が必要と出された改正案は、きわめて不十分なものでしかありません。パート法に初めて禁止事項が盛り込まれ前進面もありますが、対象となるパートはごくわずかです。どれくらいいるのか実態さえつかめていない人を対象としています。

○ 通常の労働者と同視すべきパートは、一切の差別禁止
○ 仕事や責任が同じだが、一定期間だけ転勤がある場合
　　賃金は通常の労働者と同じ方法で決めるよう努力する
○ 仕事や責任が同じ場合は、意欲などを参考に使用者が決める
○ 仕事や責任が違う場合は、意欲などを参考に使用者が決める

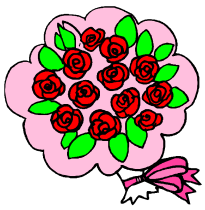

となっています。

格差を前提とする「均衡処遇」はパート労働者を区分し格差をつくります。同じ仕事であれば、賃金などは同じにする同一労働同一賃金の原則にたてば、区分も格差もいりません。抜け道もいりません。

4 月 18 日衆議院厚生労働委員会で与党のみで採択され参議院に送付されました。民主、共産、社民は反対、問題点が明らかにされました。参議院での審議では実際の事例を出しながら具体的な回答を求め改善を迫っています。 5月 15 日、16 日、17 日と参議院厚生労働委員会での審議が続いています。

～仕事と家庭の両立　ワークライフバランスの視点が重要～

パート法改正で「均等待遇」が実現することは、単にパートの処遇改善に留まらず労働者全体の働き方を変えることにつながるはずです。矛盾だらけの今の日本の社会システムを変え、真に仕事と家庭生活のバランスある社会へ転換につながることでしょう。

差別の固定化を乗り越えて、パート労働法を活用していく対策をしっかりと作り上げていきましょう。

みんなが安心して生活できる最低賃金の引き上げを　　5 月 10 日･11 日　最賃行動

構造改革・規制緩和が進められ、ワーキングプア問題が大きな社会問題になっています。テレビ等は驚くべき働き方、生活の実態、社会システムの矛盾を明らかにしています。ワーキングプア対策で一番有効なのは、生活できる賃金水準に最低賃金を引き上げることです。

5 月 10 日中央執行委員会後、18 人が有楽町マリオン前でテッシュを配り最低賃金を暮らせる水準に引上げることが必要と訴えました。

＝パートの賃金は地域相場で規定される。地域の最低賃金の引上げは切実な問題。日本の最低賃金は欧米に比べても圧倒的に低い水準。これが貧困を生み出している。格差と貧困を生み出しているのは、政府の労働力流同化政策のもとで、非正規労働者が激増したため。健康で文化的生活などできない。暮らせる賃金にして！＝

若者が足を止めじっと聞き入っており、受け取ったテッシュと書名に見入っていました。11 日は、最低賃金審議委員の公正な任命と最低賃金の大幅引上げを求めて厚生労働省交渉を生協労として行いました。その後、全労連のなかまと議員要請行動、国会前座り込、院内集会など行い安心して生活できる賃金を求め終日行動しました。